
バドミントン競技規則
(諸規程集)

2012 - 2013

改訂早見表

(主要な改訂箇所のみ抜粋)

改訂条項**P44 大会運営規程第5条6-1「全日本総合」****④Ⅱの最後のHの次に※を追加****改訂後**

※上記ⅠⅡのA～Gに該当する者で、大会運営規程第4章第17条(1)に該当しない者がいる場合は、その大会のランキングで順位を繰り上げることができる。

改訂条項**P45 同上 6-2「全日本社会人」④「参加資格」追加****改訂後**

ただし、1人2種目以内の参加とし、単と混合複は兼ねられない。

改訂条項**P46 同上 6-2④「参加資格」Cの次にDを新規挿入****改訂後**

D.(公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること。尚、平成23年度から平成25年度を猶予期間とし、平成26年度より完全実施する。

改訂条項**P46～47 同上6-3「全日本シニア」④参加資格ⅠⅡⅢ改訂****改訂後**

- I. 前年度本大会各種目ベスト16以上の者。
(該当種目に限らず2種目の参加を認める)
- II.(公財)日本バドミントン協会決定の各都道府県割当枠内の推薦者。
- III.(公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること。尚、平成23年度から平成25年度を猶予期間とし、平成26年度より完全実施する。

改訂条項**P53～54 大会運営規程第22条新規挿入****改訂後**

本会の第1種大会において、マッチ(試合)中、プレーヤーが明らかに真剣なプレーをしていないと主審が判断した場合はすぐにレフェリーを呼ぶ。レフェリーはその詳細を主審から聞き、その事実確認に基づき判断し、両サイドに警告を発する。その後、尚もその様な状態が続いた場合、主審は再びレフェリーを呼び、レフェリーは両サイドに最終警告を発し、しばらくそのコート付近で状況を注視する。それでも状況に変化が見られない場合には、速やかにその詳細を書面にて本大会事業本部へ報告する。事業本部はそのプレーヤーについての処分を本会理事会に具申する。尚、上記事項についてはレフェリーが独自に判断することもできる。

改訂条項**P56 同上 第5章第28条「組合せの役員」改訂(旧27条)****改訂後**

組合せは、当該大会の競技役員長(レフェリー)もしくは、競技審判部長(デピュティレフェリー)の指示の下、主管団体役員との間で厳正に執り行う。

改訂条項**P60 付録1「要項」新規挿入****改訂後**

13. 組み合わせ

改訂条項**P63 付録2「役員」Ⅲ(2)新規挿入****改訂後**

(2) 第2章第9条の大会については、レフェリー、デピュティレフェリーは、BWF または BAC より指名される。他の役員については本会事業本部の議を経て定める。

改訂条項**P66 スコアシートの記入法 その他に次の項目を追加****改訂後**

・マッチ（試合）中、主審が線審に対してオーバールールを適用した場合は、そのスコアの上か下の空欄に「0」と記入する。

改訂条項**P70 公認審判員規程 第1条総則 第3項文中追加挿入****改訂後**

(本会第1種大会のみ)

改訂条項**P81 同上 第3条第5項(6)「コート外からのアドバイス」
②追加****改訂後**

シャツ・ポロシャツ・ブラウス、ズボンまたはスカートとし、ジーンズやビーチスタイル、バミューダ、ショーツ、スリッパとサンダルは禁止とする。尚その適否判断は大会レフェリーに委ねる。

改訂条項**P84～85 同上 第7項「不品行な振舞い」(2)全文改訂****改訂後**

(2) ゲームとゲームの間の「不品行な振舞い」はゲーム中のそれと同様に処理される。主審は「不品行な振舞い」が起きたらすぐに、本項(3)から(5)のいずれかのコールをする。次のゲームの始めに、まず、「…ゲーム、ラブオール」とコールし、競技規則第16条第7項(1)(2)あるいは同規則第16条第7項(2)の違反の場合のみ、主審は「… [プレイヤー名]、フォルト」をコールする。その後、場合によっては、「サービスオーバー」とコールし、続いて「スコア」、最後に「プレー」をコールする。もし、プレイヤーがレフェリーにより失格を宣告された場合は、「… [プレイヤー名]、ディスクォリファイド フォー ミスコンダクト (失格)」とコールし、その後本規程第3条第3項(8)をコールする。

改訂条項

P94 公認審判員資格登録規程第4章第11条「資格申請について」一部改訂

改訂後

審判員資格検定会を受験して合格した者は、直ちに所定の手続きにより、資格認定申請書に下記の申請料を添えて本会に提出すること。尚、準3級については各都道府県協会、全国7連盟を通して一括申請（様式S1号-1）すること。

改訂条項

P95 同上 第15条「準3級から3級への資格申請方法について」一部改訂

改訂後

準3級審判員資格をもつ満18歳までの者は、満18歳になった翌年度中に、所定の手続き（3級審判資格認定申請及び資格登録の手続き）を完了すれば、改めて検定試験を受けることなく、3級審判員となり資格登録ができる。尚、希望次第で、満18歳になる年度内に各都道府県協会が一括申請の手続き（様式S1号-2）を完了すれば、改めての検定試験免除だけでなく、資格登録料（3年間で5,250円）も免除されるという特典がある（資格認定申請料2,100円は必要）。

改訂条項

P104 国際審判員資格者養成規程第2章第5条「国際線審業務について」一部改訂

改訂後

第3条⑤～⑧の資格を取得した者は、BWFまたはBACより派遣要請があった場合（通常、年1回～2回位）10日間連続して審判業務を果し（BWFまたはBACより宿泊代支給あり）、さらに、原則として年間10大会以上計100試合以上の審判業務を責任を持って遂行するものとする。第3条⑨の資格は4年1期とする。BWFより派遣要請があればその大会での線審業務を行う。（BWFより宿泊代支給あり）

改訂条項

P104 同上 第7条「国際審判員受験資格者について」一部改訂

改訂後

受験資格者（BWF国際線審を除く）は、受験申込み時点で満35歳以下であることが望ましい。

改訂条項

P108 公認レフェリー資格登録規程第4章第13条「資格登録料」一部改訂

改訂後

資格登録の期限は、A級は資格登録手続き完了後、5年とし、B級は資格登録手続き完了後3年とする。各級とも所定の用紙に必要事項を記入し、下記の資格登録料を添えて本会に登録申込みをする。

A級は、5年間で5,250円（税込）

B級は、3年間で3,150円（税込）